

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>所沢青梅線</p>	<p>路線名</p>
<p>所沢市三ヶ島五丁目一二五四番四地 先から同市三ヶ島五丁目一二六四番七地 先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年一月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一三八・四〇メートル</p>	<p>備考 交差点整備工事による。 平成二十二年十一月三十日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 二十一号で告示した道路区域の一 部供用開始である。</p>